静岡ライチョウ研究会規約

（名称）

第１条　この会は、静岡ライチョウ研究会（以下「研究会」という。）と称し、■■■■■■■■■■■■■■■方に置く。

（目的）

第２条　静岡ライチョウ研究会は南アルプスのライチョウの生息状況等について調査し、ライチョウの保護と南アルプスの環境の保護を目的とする。

（事業）

第3条　研究会は、以下の事項を実施する。

⑴　南アルプスのライチョウの繁殖状況、移動等を調査し、保護活動を行う。

⑵　ライチョウに関する情報、調査結果をとりまとめ、発表する。

⑶　ライチョウ会議、野鳥の会等関係団体と連絡を保ち、相互の親睦と知識の向上を図る。

⑷　その他、南アルプスのライチョウの保護のための必要な事項を行う。

（会員）

第4条　研究会は、会の目的に賛同し、会費を納入したものにより組織する。

（会長）

第5条　会長は、会員の互選により選出し、研究会を代表し、会務を主宰する。

（任期）

第6条　会長の任期は、２年とするが、再任を妨げない。

（総会）

第7条　総会は、会長が招集し、会長が議長となる。

２　会長は、必要と認めるとき、第４条に定める会員以外の者に総会への出席を求め、意見を聞く。

（庶務）

第8条 研究会の庶務は、会長及び会員が連携して処理する。

（雑則）

第9条 この要領に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、会長及び会員が協議して定める。

附則

この規約は、平成１７年１０月２３日から施行する。